

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

個人向け

	対象	支援名称	支援の詳細		問い合わせ先	
給付 (もらう)	すべてのみなさま	特別定額給付金	1人当たり 10万円	基準日（2020年4月27日）現在、杉並区の住民基本台帳に記録されている方を対象に、その世帯主に給付。	杉並区特別定額給付金コールセンター 0120-798-063	
	子育て世帯の方	子育て世帯への臨時特別給付金	児童1人当たり 1万円	児童手当4月分（3月分含む）の受給者に給付。（1回限り）	子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 03-5307-0785	
	妊娠している方	子育て応援券（ゆりかご券）	1人当たり 1万円	妊婦健診の際のタクシー利用等ができるよう、追加で「子育て応援券（ゆりかご券）」（2020年度中のみ利用できる期間限定の券）を配布。	子ども家庭部管理課子育て応援券担当 03-3312-2111	
	家賃が払えない方	住居確保給付金	離職・廃業や休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある方に、原則3カ月、最大9カ月、家賃相当額を家主等に支給。（収入・資産要件・給付上限額等があります。）		くらしのサポートステーション 03-3391-1751	
	国民健康保険に加入している方	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染あるいは感染を疑われ、療養のため仕事ができない方（給与等の支払いを受けている方に限る）を対象に傷病手当金を支給。 （必ず、事前にお問い合わせください）		国民年金課国保給付係 03-5307-0328	
	国公立小中学校に在籍している児童・生徒の保護者の方	就学援助	学校に必要な費用（学用品費・給食費等）の一部を援助。（所得制限あり）※家計が急変した世帯の方は、お問い合わせください。		学務課就学奨励担当 03-5307-0761	
貸付 (かりる)	休業・失業等で困っている方	緊急小口資金特例貸付	最大 20万円	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸し付けを必要とする生態を対象に貸付。 （必ず事前にお問い合わせください。）	杉並区社会福祉協議会生活支援課生活支援係 03-5347-3134	
		総合支援資金特例貸付	単身 15万円 2人以上 20万円			・措置期間 1年以内 ・返済期間 10年以内
		資金融資・貸付に必要な住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の各種税証明書の交付手数料を免除します。※ただし、証明書コンビニ交付サービスは免除対象になりません。				
猶予	区民税や固定資産税等の納税が難しい方	区民税の納付	収入の減少や損害が発生し、税の納付が難しくなった方には、税の納付の猶予（納期限を一定期間延長）などの相談を受け付けています。各担当にお問い合わせください。		納税課滞納整理係 03-3312-2111	
		自動車税の納付			東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066	
		軽自動車税の納付			課税課税務管理係 03-3312-2111	
		固定資産税などと税の納付			杉並都税事務所 03-3393-1171	
		所得税など国税の納付			国税局猶予相談センター 0120-948-271	
	国民健康保険や国民年金等の保険料の納付が難しい方	国民健康保険料納付	収入の減少や損害が発生し、 国民健康保険料や介護保険料の納付が難しくなった方には、保険料の減額・免除ができます(2020/6/17の議会で決定します) 。また国民年金等の各種保険料の納付が難しくなった方には、税の納付の猶予（納期限を一定期間延長）や分割納付・減免などの相談を受け付けています。各担当にお問い合わせください。		国民年金課国保収納係 03-5307-0374	
		後期高齢者医療保険料の納付			国保年金課高齢者医療係 03-5307-0329	
		介護保険料の納付			介護保険課資格保険料係 03-5307-0654	
		国民年金保険料の納付			ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004	
	公共料金等の支払いが難しい方	水道・下水道・ガス・電気、携帯電話の使用料等の支払い	料金等の支払いが難しい場合は、支払い猶予（納期限を一定期間延長する制度）の延長を行っています。いずれも請求書等に記載の各事業者へお問い合わせください。		契約している各事業所へ問い合わせ	

2020年6月8日時点の情報です。最新情報は各HPでご確認ください。